○環境省告示第百二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年十二月五日

環境大臣　中川　雅治

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ　氏名又は名称　ゼロ・ジャパン株式会社

ロ　住所　東京都新宿区西新宿一丁目二十六番二号

ハ　代表者の氏名　代表取締役　安齋　哲也

二　無害化処理の用に供する施設の設置の場所

兵庫県加古川市金沢町七番

三　無害化処理の用に供する施設の種類

廃ポリ塩化ビフェニル等（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。）第二条の四第五号イに規定する廃ポリ塩化ビフェニル等をいう。以下同じ。）の分解施設

ポリ塩化ビフェニル汚染物（令第二条の四第五号ロに規定するポリ塩化ビフェニル汚染物をいう。以下同じ。）の洗浄施設

四　無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類

イ　廃ポリ塩化ビフェニル等のうち、電気機器又はＯＦケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はＯＦケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったもの

ロ　ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの

五　申請年月日

平成二十九年十月二十五日

六　縦覧場所

イ　環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

ロ　環境省近畿地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課

ハ　兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課

ニ　兵庫県東播磨県民局地域振興室環境課

ホ　加古川市環境部環境政策課

○中国地方整備局告示第八十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月五日

中国地方整備局長　川崎　茂信

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
雲南市掛合町掛合一八三三番六から同市掛合町掛合一八七二番まで	前	一一・七二～二〇・一〇メートル
	後	一三・七五～二一・〇二メートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

○中国地方整備局告示第八十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月五日

中国地方整備局長　川崎　茂信

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十四号	雲南市掛合町掛合一八三三番六から同市掛合町掛合一八七二番まで	中国地方整備局及び同局松江国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年十二月五日

○中国地方整備局告示第九十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月五日

中国地方整備局長　川崎　茂信

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
出雲市多伎町多岐一七番一から大田市久手町刺鹿字松ノ前七六八番一まで	前	ＢＡ　一〇・一七～一〇四・二二メートル	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	ＢＡ　一〇・一七～一〇四・二二メートル 一〇・一八～一九二・二六メートル	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

国会事項

衆議院

要求書受領

十二月一日、内閣から、原子力委員会委員長に岡芳明を、同委員に佐野利男を任命したいので、原子力委員会設置法第五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

議案提出

十二月一日委員長及び議員から提出した議案は次のとおりである。

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるＣ型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出）

ギャンブル等依存症対策基本法案（中谷元外五名提出）

質問書提出

十二月一日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

Ⅰ型糖尿病患者の障害基礎年金の「打ち切り」に関する再質問主意書（大西健介提出）

議会における議員活動と育児に関する質問主意書（石川香織提出）

ドローン規制法における対象施設の安全の確保のための措置を行うことのできる者に関する再質問主意書（逢坂誠二提出）

皇室会議における菅官房長官の役割に関する質問主意書（逢坂誠二提出）

答弁書受領

十二月一日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員大西健介提出Ⅰ型糖尿病患者の障害基礎年金の「打ち切り」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博提出雇用関係助成金の共通要件に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員城井崇提出北九州市の産業振興に関する質問に対する答弁書

衆議院議員城井崇提出北九州空港の機能拡充と利用促進に関する質問に対する答弁書

衆議院議員城井崇提出暴力団対策の推進に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博提出プライマリーバランスを黒字化してアルゼンチンはデフォルトになったという安倍総理の発言に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博提出内閣官房参与に関する質問に対する答弁書

衆議院議員岡本充功提出働き方改革実行計画の概要に関する質問に対する答弁書

衆議院議員宮本徹提出東京外かく環状道路に関する再質問に対する答弁書